

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

5 労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘の課題別通年共闘である時短共闘は、八一年一〇月一五、一六日の両日、定期総会を開催し、時短闘争の方針を確認した。方針では、(1)週四〇時間、週休二日制の定着、(2)年間総労働時間最低二〇〇〇時間以内への到達、(3)年次有給休暇二〇労働日以上への拡大と計画的、集中取得による完全消化、(4)一日二時間、二週につき一〇時間、年間一五〇時間をこえない残業規制、(5)経済的理由による夜勤・交替制労働の禁止、制限と有害業務なみの保護措置確立、以上の五つを全産業規模での実現をはかる基本目標に設定した。そして、金融・公務員の週休二日制、労働時間法制の改正、労働時間行政指導の活用、国際公正基準への早期達成、年次有給休暇の全産業調査と完全取得運動、を重点課題としてとりくむこととした。

金融・公務員の週休二日制実現の闘い

八一年通常国会で新銀行法が成立し、「銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日」と改正されたことにより、金融機関の週休二日制実現の運動は、具体的な内容を獲得する段階に達した。八一年一〇月の時短共闘の総会では「八二年度中に金融機関の完全週休二日制を実現することをめざし、当面新銀行法が施行される八二年四月までに、政令に土曜日を休日とする趣旨をもりこませる」との目標を設定し、その実現をめざしてとりくんできた。この目標は達成できなかったが、郵便局・農協を含めて「当面八三年四月から月一回の土曜休業を実現する」方向に固まりつつある。したがって時短共闘としては、郵便局・農協をふくむ全金融機関が当面月一回第二土曜日を休業することで合意するよう積極的に働きかけ、業界の合意次第「第二土曜日休業」の政令をただちに出すようにとりくみを強めることにした。

公務員の週休二日制は、八一年四月から交替制による四週五日制としてスタートした。公務員共闘は八二年春闘要求として「完全週休二日制の早期実現を目ざし、当面隔週週休二日制の早期勧告、土曜閉庁方式の採用」をかかげた。四月一四日の人事院総裁交渉では「金融機関の土曜閉店方式の政令化とその動向についても、充分配意する」との回答を得た。

三六協定の適正化時間外労働の上限設定

労働省は、時間外労働規制の行政指導を強化するために、時間外労働の限定時間について、ガイドライン(目安)を設定して、三六協定の改善を促進する方針を決めた。そして、このための実態調査をおこなったのち、時間外労働の上限時間設定をふくむ「三六協定の適正化」の指針案をまとめた。時短共闘会議は、八二年四月三〇日に労働省の説明を受け、これにたいする単産の意見を集約するとともに、六月八日、労働省交渉をおこなった。交渉のなかで、(1)時間外規制の上限目安が下限目安に転化されて実態が後戻りすることのないように、目安を超える残業については、強力な

行政指導をおこなう、(2)目安の下限転化を防ぐ手だてについて、「三六協定適正化の指針」の基本的な考え方の中に文書で挿入する、(3)目安達成の指導は、過長な時間外労働を実施している事業にたいして重点的におこなう、などの点が確認された。この「労働基準法第三六条の協定における一定期間の延長に関する指針」は八三年一月一日より実施されることとなった。

各種実態調査の実施

時短共闘会議は、八二年の主要課題として全産業規模で休日・年次有給休暇の調査をおこなうことを決め、年休調査作業委員会を設置した。単組調査は労働時間、休日、休暇、年次有給休暇の実態と運用、協約・協定の制度上の内容、運動について、職場組合員には年次有給休暇の取得状況と年休にたいする意識調査を中心におこなうことになった。

時短に関する労働四団体の対政府交渉

労働四団体は八一年一二月一日に政府予算編成の申入れをおこなった。申入れは、「ワークシェアリングを通じて雇用機会の確保、拡大と、国際労働基準の平準化をはかる観点から、労働時間の短縮と週休二日制の実現は、緊要の課題である」として、六点を要請している。(1)八二年四月新銀行法公布と同時に、銀行の週休二日制を実現し得るよう、八一年度内に必要な環境整備を完了し、同法公布後、ただちに政令で土曜日を銀行の休日に指定する措置を講ずること、(2)国家公務員について、人事院勧告の四週五休をさらに前進させ週休日の拡大をはかること、(3)現行労働基準法における労働時間に関する規定は、今日の新しい環境条件に対応して、根本的に見直すべき段階にきていることから、週休二日制の規定を含む労働基準法の改正にただちに着手すること、(4)年次有給休暇の法定日数の改正およびその完全付与の義務化等について検討に着手すること、(5)夏期休暇については、長期連続して付与することを制度として定着させるよう特段の指導、奨励措置を講ずること、(6)すべての企業における年間総労働時間を八五年までに二〇〇〇時間以内、八七年までに一九〇〇時間以内に短縮するよう、格段の行政指導をおこなうこと。八二年一月一九日の政府予算修正の要請でも、労働四団体は同趣旨の申し入れをおこなっている。

【参考資料】(1)総評第六三回定期大会資料、第六五回臨時大会資料、(2)同盟第一八回定期大会資料、(3)総評第六六回定期大会各局報告書、(4)統一労組懇臨時總會資料(八一年一二月一日)、(5)電機労連第三〇回大会資料、(6)全同金盟『全金同盟』、(7)全国金属第四八回大会資料、(8)私鉄総連『私鉄新聞』、(9)紙パ労連第七〇回大会資料、(10)全日通第三七回大会資料、(11)日本航空労働組合資料、(12)全労働・労働基準行政制度検討委員会報告、(13)『労働法律旬報』、(14)『賃金と社会保障』、(15)総評「労働ニュース」、(16)『月刊いのち』

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
